

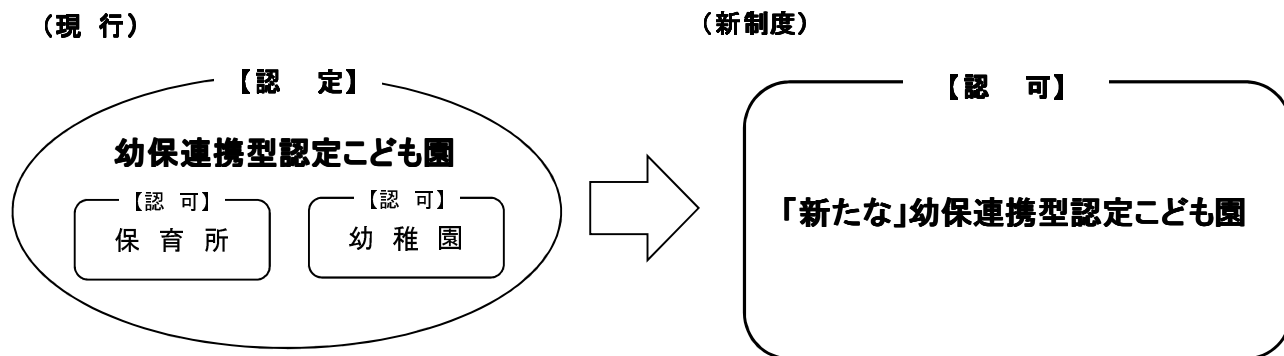
子ども・子育て支援新制度にかかる県条例の制定及び改正について

子ども・子育て支援新制度の本格スタートに向け、県では、9月議会において、下記4つの条例の制定及び改正を行った。

①奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(制定)

<制定の趣旨>

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下、認定こども園法)の改正により、認定こども園の4つの類型のうち、「幼保連携型認定こども園」については、単一の施設として、知事が「認可」することとなり、その基準については、条例で定めることとされた。



別々に認可されている施設を一つの「幼保連携型認定こども園」として知事が認定

保育所と幼稚園の両方の機能を持つ単一の施設として認可
(知事による認定行為なし)
※公立施設は設置届出

<内容>

本条例は、この認定こども園法の改正を受け、国基準(「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」)を基本にしながら、これまで県の「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」において独自に規定している項目等を取り入れ、「新たな」幼保連携型認定こども園についての学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定めたもの。

(県児童福祉施設基準において独自に規定している項目)

- ・非常災害時における備蓄用非常食等の確保
 - ・食べることを楽しむことができる食事の提供
 - ・木材利用の推進
- 等

②奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例(制定)

<制定の趣旨及び内容>

認定こども園法の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等に際しては、「審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」と定められたことにより、審議会を設置するもの。

③奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例(改正)

<改正の趣旨及び内容>

「幼保連携型認定こども園」が単一の施設として設置されることになったことに伴い、従来からある標記条例から「幼保連携型認定こども園」の規定の削除や認定こども園の職員の配置の基準の変更等を行ったもの。

④奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(改正)

<改正の趣旨及び内容>

子ども・子育て支援新制度の実施に向けた法改正等に伴い、児童福祉施設に関する国の基準(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(厚生省令))が改正されたため、それにあわせ、県条例を改正したもの。

(改正点)

保育所において、

- ・自ら業務の質の評価を行い、改善を図ることが義務とされた。
 - ・また、外部評価を受けることが努力義務化された。
- 等